

中古農業機械査定士講習・技能検定試験実施要領

平成26年4月1日

平成30年2月21日 全部改正

一般社団法人日本農業機械化協会

1. 目的

この要領は、中古農業機械査定士制度運営規程（以下「運営規程」という）及び中古農業機械査定士制度運営規程細則（以下「運営細則」という）に定める中古農業機械査定士講習（以下「講習」という）及び中古農業機械査定士技能検定試験（以下「試験」という）を円滑に実施するために必要な事項を定める。

2. 試験の日時・場所の決定

- (1) 協会は、試験の実施日時を全農・全農機商連（以下「所属本部」という）と検討協議して決定し、都道府県中古農業機械査定士協議会等（以下「県協議会」という）へ公告する。
- (2) 県協議会は、試験の場所を決定し協会に報告するものとする。

3. 講習会の開催日時・場所の決定

試験に先だって実施する講習の日時と場所は、県協議会が以下のとおり協議し決定する。

- (1) 県協議会は、講習・受検希望者数を把握の上、所属本部及び協会と事前協議を行い、講習会の開催日時・場所を決定する。
- (2) 県協議会は、講習会の開催日時・場所を決めた後、様式検一1号により協会に講習会の開催を通知すると同時に、所属本部に同文書の写しを送付する。
- (3) 協会は、開催日時等の確認を行い、講習会開催の旨を所属本部及び県協議会に通知する。
- (4) 講習会は、原則として1カ所あたり12名以上の受講者がいる場合に開催する。12名を下回る場合は、県協議会は所属本部を通じて協会と協議し、開催の可否を決定するものとする。なお、この場合、複数の県本部が合同で開催する等により、なるべく受講者が12名以上となるよう関係者間で調整を図るものとする。

4. 受講・受検者への案内

- (1) 協会は、所属本部の協力を得て、県協議会に案内を依頼する。
- (2) 県協議会は、別紙「第〇期中古農業機械査定士講習・技能検定試験の案内」に準じた案内書を作成し、傘下会員、組合員へ周知する。
- (3) 県協議会は、受講・受検希望者が記入作成するための以下の用紙を準備するものとする。
ア. 講習・技能検定申請書（様式検一3号、以下「申請書」という）

- イ. 中古農業機械査定士講習・技能検定受検票（様式検－4号、以下「受検票」という）
- (4) 既に中古査定士講習会を受講したが技能検定試験に合格しなかった者及び未受検者には、所属する県組織、事業者等を通じて再受検・受検を薦めるものとする。

5. 受講・受検申込み

受講・受検を希望する者は申請書に以下の必要書類を添え、県協議会に申し込む。

ア. 受検票（申請書の一部）

イ. 顔写真3枚

縦40mm×横30mm

無帽・上半身・正面・無地背景

申請6ヵ月以内に撮影した鮮明なもの

ウ. 農業機械整備技能士又は同資格に準ずる資格を取得したことを証する書類
（合格証書の写し等）

エ. 適格事業者に所属していることを証する書類（様式検－5号又は準ずる書類）

6. 受講・受検者の取りまとめ、報告

(1) 県協議会は、講習会開催の20日前を目途に申請書を取りまとめ、以下事項を確認の上、所属団体に送付する。

ア. 申請書・受検票の必要記載事項（太黒枠内）に記載漏れがないか。

イ. 必要書類が添付されているか。

ウ. 農業機械整備技能士資格等の記載内容が正しいか。

なお、県協議会は、申請書の写しを保管するものとする（添付書類の写しは不要）。

(2) 県協議会は、(1)の書類に同封するか、メール又はファックスにより様式検－2号によって協会に確定受講者数・受検者数を報告する。

(3) 所属団体は、(1)の書類を講習会開催14日前までに協会に送付する。

7. 受検料の徴収

県協議会は、受講・受検者から講習会開催前までに受検料を徴収する。

受検料は前納とし、原則として系統県組織傘下の受講・受検者は全農の指定した口座に、県商協構成員の受講・受検者は、県商協の指定した口座に振込むものとする。

なお、当該受検料のうち3,000円×受講・受検者数の金額を、県協議会の事務実施に要する費用に充当するものとする。

8. 受検票の交付

協会は、送付のあった申請書及び添付書類の内容を確認のうえ、受検票を県協議会に返送

する。県協議会は、受検票に受検番号が記載されていることを確認のうえ、講習会開催までに受検・受講者へ交付する。

9. 再受検等の取扱い

- (1) 申請後にやむを得ない事由で受講・受検不能となった場合は、代替措置として次期以降に当該県または他県で受講・受検することができることとし、受検料は返還せず当該次期以降の受検料に充当する。
- (2) 受講のみを行った後、やむを得ない理由で受検不能となった場合は、次期以降に当該県または他県で受検のみをすることができる。この場合、当該受検に運営細則第10条第7項の再受検料を要する。
- (3) 前2号又は運営細則第10条第7項に基づき再受講・再受検する場合の手続きは、本要領5～8を準用する。ただし、協会が認める場合、当初提出書類の再利用等の便宜措置を講ずることができる。

10. 講師及び試験官等

(1) 講師及び講習補助員

- ① 県協議会は、講習の実施にあたり有資格者のなかから講師と、必要に応じ講習補助員を任命するものとする。なお講師、講習補助員は必ずしも当該県関係者である必要はない。
- ② 有資格者とは次のとおりとする。
 - ア. 講師（次のいずれかを満たす者）
 - (ア) 協会が講師資格を認定した者
 - (イ) 技能検定試験における成績優秀者
(実技3機種及び学科の正答率それぞれ80%以上、総合計85%以上の者)
 - (ウ) 中古農業機械査定士資格を得た後、1年間以上の実務経験を有する者
 - (エ) その他特別な学識を有すると協会が認めた者

イ. 講習補助員

協会が講習補助員資格を認定した者

(2) 試験官

県協議会は、技能検定試験にあたり、試験の業務実施に的確に対応できる試験官（補助的役割の者を含む）を確保するものとする。（事故等への備えも含め、受検者が20名までは3名、30名までは4名程度を目途とする。）

11. 講習会

(1) 講習の教材

ア. 中古農業機械査定士講習テキスト

- イ. 中古農業機械価格ガイドブック
- ウ. その他

(2) 講習会場の準備

講習会の講習に必要な以下の視聴覚資機材を準備する（標準として例示）。

机・椅子、パソコン、プロジェクター、スクリーン、レーザーポインタ、ホワイトボード、ホワイトボード用ペン、後方受講者用のモニター・音響装置（会場が広い場合）等

(3) 講習会の運営

- ① 講習会前日までに、講師と会場準備状況、当日スケジュール等を確認する。
- ② 講習会当日、受講者の出欠（受検票の写真と本人を照合）を確認する。
- ③ 受講者に講習会場を案内する。（トイレ・喫煙場所等）
- ④ 各講習の終了後、講師は受検票に受講印を押印する。

12. 試験

(1) 試験の準備

- ① 試験の日時・場所について、受講・受検者に連絡する。なお、集合時刻は、会場における受付・誘導・着席・説明等に要する時間を考慮して、12時30分を原則とする。また、HB程度の鉛筆、消しゴム、電卓を持参するよう事前に指示する。
- ② 管理責任者は、協会から送付された試験問題用紙・答案用紙を試験実施前まで厳重に保管する。
- ③ 試験会場に必要な資材（机・椅子）を準備し配置する。

(2) 受検者の誘導と確認

- ① 各人の席は、予め指定する。
- ② 受検者の出欠を確認するとともに、本人であることを受検票の写真等と照合するなどして確認する。

(3) 試験の方法

- ① 試験は実技（机上査定）試験、学科試験の順に実施する。
- ② 学科試験は、テキストを見ずに解答させる。（○×式または択一式）
- ③ 実技（机上査定）試験は、想定された中古農業機械について、文章と略図によって新品時との差異状態等を示し、テキストを見ずに個別査定を行わせる。
- ④ 出題数と時間（全国共通とする）
 - ア. 実技（机上査定）

a) 乗用トラクタ	13 : 00～13 : 30		
b) 乗用田植機	13 : 40～14 : 10	3機種	各30分
c) コンバイン	14 : 20～14 : 50		
イ. 学科	15 : 00～16 : 00	25問	60分

(4) 試験の実施

① 試験の開始・終了

ア. 記入を早く終えても終了20分前までは退出できないこととし、試験開始前にその旨を案内する。また、問題用紙も全て回収が必要である旨も案内する。

イ. 問題用紙・答案用紙は開始定刻前に配布し、終了定刻後に回収する。

ウ. 遅刻者の入場は、やむを得ぬ理由と認められた場合であって試験開始後10分を超えない場合にのみ許可する。

② 試験中の規律保持

試験が厳正に行われるように管理することとし、もしも不具合があった場合は即時に退場を命じ、その者の受検を無効とする。

(5) 試験問題・答案用紙の協会への返送等

① 管理責任者は、回収した問題用紙・答案用紙とともに、未配布の問題用紙・答案用紙も含め、協会から送付された部数と合致することを確認する。

② 管理責任者は、万一の紛失を防ぐため、実技・学科の全ての記入済み答案用紙を1セットコピーする。当該コピーは封筒に入れ封をした上、鍵のかかるロッカー等に保管する。

③ コピー後、なるべく試験終了当日中、遅くとも翌日午前中まで（翌日が土曜・祝日の場合を含む）に問題用紙・答案用紙の全てを書留郵便又は宅配便で協会へ返送する。

④ 保管した記入済み答案用紙のコピーは、協会から返送物が届いた旨の連絡を受けた後、速やかにシュレッダー、溶解等により破棄する。

13. 採点及び合否の決定・通知、合格証書の交付

(1) 答案は、協会において採点する。

(2) 採点結果に基づき、運営規程第28条の検定委員会において合否の承認決定がなされ、当該結果は協会から所属本部を通じて県協議会へ連絡される。

(3) 県協議会は、所属事業者を通じて受検者へ通知するものとする。

(4) 協会は、様式検－6号による合格証書を作成し、所属本部から県協議会を経由して合格者に交付する。

14. 資格更新講習会

本要領の3から11までの規定は、原則として資格更新講習会に準用する。ただし、資格更新講習会の開催内容は、その時点における制度変更内容等に応じて様々であるため、必要に応じて臨機の措置を執ることを妨げない。

第〇期 中古農業機械査定士講習・技能検定試験の案内

〇県中古農業機械査定士協議会

一般社団法人日本農業機械化協会が実施する「中古農業機械査定士制度」に基づき、第〇期中古農業機械査定士講習及び技能検定試験を以下の通り実施します。

本資格制度は、中古農業機械の適切な価格形成と中古農業機械市場の健全な発展のため、的確な技能・資格を有する査定士を養成し、中古機の価格査定に対する信頼感の醸成と質の良い中古機の流通を促進することを目的としています。

中古機の取引を行う事業者におかれては、本制度に基づく中古査定事業にご参加され、従業員の方の資格取得にご支援をいただくようお願いいたします。

また、資格取得希望者におかれては、以下の要領で本協議会に申請をお願いいたします。

第1 講習・試験の申請

1. 受講・受検の資格

(1) 農業機械整備技能士（国家検定）の資格を取得している者及び同資格に準ずる資格取得者

* 同資格に準ずる資格としては、次のものがあります。

- ① J Aグループ農機サービス士1級、2級
- ② ヤンマー整備士1級、2級
- ③ 自動車整備士（国家検定、特殊整備士を除く）

(注)上記のうち、③の方は、査定士資格取得後3年間の間に農業機械整備技能士の資格を取得しなければ査定士資格の更新ができません。

(2) 適格事業者に所属する者

* 適格事業者とは、次のいずれもを満たしている者をいいます。

- ① 古物商の届出をしている
- ② J A又は都道府県農業機械商業協同組合組合員（又はこれに準ずると全国農業機械商業協同組合連合会が認めた者）

2. 申請

(1) 申請期間：平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日

(2) 受 付：○県査定士協議会

〒 住所

TEL・FAX

メールアドレス

3. 申請に必要な書類

- (1) 講習・技能検定申請書：用紙は、県査定士協議会等に備えてあります。
- (2) 顔写真・3枚（縦40mm×横30mm）：写真は無帽・上半身・正面・無地背景（6ヵ月以内）
- (3) 農業機械整備技能士又は準ずる資格を証する書類：「合格証書」または「技能士手帳」等の写し

4. 受講料・受検料の納入

- (1) 1人当たり 20,000円（税別）（受講料・受検料、3年間の変更届け等を含む。）
- (2) 時期・方法 申請と同時に各団体指定の口座へ振り込む。
（一旦受領した受講料、受検料等は、原則として返還しない。）
- (3) 振り込み口座 ア．系統組織の振り込み口座番号：○○○○○○
イ．県商組組合員の振り込み口座番号：○○○○○○

第2 講習

1. 日程・会場

- (1) 開催日時：平成○年○月○日 ○時○分～○月○日 ○時○分
- (2) 会 場：○○○○○○

〒 住所
交通機関

電話
駐車場（台数、料金、予約の可否等）

2. 講習の内容

- (1) 中古査定士制度等及び関係法令に関すること
- (2) 査定基準等に関すること
- (3) 査定実技（机上査定）に関すること
- (4) その他査定の実務に必要な事項に関すること

3. 講習の実施方法

- (1) 原則として下記の教材等を用いて、2.の「講習の内容」を講習します。
 - ① 中古農業機械査定士講習テキスト
 - ② 中古農業機械価格ガイドブック
- (2) 講習期間中に模擬試験問題等により学習成果を確認します。

第3 試験

1. 日程・会場

(1) 開催日時 : 平成○年○月○日 12時30分～16時15分

(2) 会場 : ○○○○○○

〒

住所

電話

交通機関

駐車場 (台数、料金、予約の可否等)

2. 試験の内容

(1) 学科試験 : 講習の内容から出題されます。

(2) 実技試験 : 机上査定 (査定する中古機の状態が書面で示される) を行います。

3. 試験の実施方法

(1) 学科試験は、教材図書を見ずに解答します。(○×式または択一式)

(2) 実技試験は、想定された中古農業機械について、文章と略図によって新品時との差異状態等が示されるので、査定基準を使用して査定金額を算出し、その結果を記載します。

(3) 出題数と時間

ア. 実技 (机上査定 各1問)

a) 乗用トラクタ 13 : 00～13 : 30

b) 乗用田植機 13 : 40～14 : 10

c) コンバイン 14 : 20～14 : 50

イ. 学科 (25問) 15 : 00～16 : 00

(4) 持ち物

HB程度の鉛筆又はシャープペン、消しゴム、電卓

平成 年 月 日

一般社団法人日本農業機械化協会
会長 殿

〇〇県中古農業機械査定士協議会会長

印

中古農業機械査定士講習会・技能検定試験 開催依頼書

このことについて、下記のとおり中古農業機械査定士講習会の開催及び技能検定試験（平成 年 月 日）の実施を依頼します。

講習会開催日時	開始：平成 年 月 日（ ） 時 分 終了： 月 日（ ） 時 分
講習会開催場所	施設名： 住所： 電話番号：
受講予定人数	1. 系統組織 名 2. 県商協 名 (※講習会開催最低人数12名)
講習会事務局名称	
事務局住所	〒
電話番号	
FAX番号	
Eメールアドレス	

※原本は協会へ、写しを所属団体へ送付して下さい。

講習会と技能検定試験の場所が異なる場合は、試験場所を欄外に記載して下さい。

平成 年 月 日

一般社団法人日本農業機械化協会 殿

〇〇県中古農業機械査定士協議会

中古農業機械査定士講習会の受講・受検者数 報告

平成 年 月 日（開始日）開催の中古農業機械査定士講習会・技能検定試験の受講・受検者について、下記のとおり確定したので報告します。

○講習会受講者数

- 1. 系統組織 名
- 2. 県商協 名

○技能検定試験受検者数

- 1. 系統組織 名（うち講習会免除者 名）
- 2. 県商協 名（うち講習会免除者 名）

【備考】

担当者所属・氏名：

TEL：

Eメール：

(注)

1. 本様式は申請書類の送付に同封するか、メール又はファックスにより講習開始7日前までに協会へ到着するよう送付して下さい。なお、同等の情報が網羅されていれば、準ずる様式でも差し支えありません。
2. 備考欄には講習免除の理由・内容など、参考情報を記入して下さい。

様式 検-3号 (講習・技能検定申請書) 検-4号 (受検票)

一般社団法人日本農業機械化協会 中古農業機械査定士講習・技能検定申請書

申請日 年 月 日

受 検 番 号

フリガナ												
氏 名												
性 別												
男		女										
生 年 月 日												
昭 和				年				月				日
平 成												

注2 登録できない文字については、法務省発刊の誤字俗字・正字一覧表の一部置き換え記録表示します。
また、置き換え不可能な文字につきましては、氏名すべてをカタカナで記録表示します。

自 宅 所	〒										

所 属 事 業 所 名	所 属 部 署 名

審 査 欄	県査定士協議会確認者 サイン又は印	技 能 士 資 格 名	
	機械化協会確認者 サイン又は印	資格名:	取得年月日
			認定番号

太枠内をご記入下さい。国家検定資格に準ずる資格取得者は、具体的な資格名、取得年月日を記入のこと。

顔写真は必ず お貼り下さい。 サイズ4×3 cm

【個人情報の取り扱いについて】この申請書により収集された個人情報は、個人情報保護法等の規定により、技能検定試験および査定士管理以外には使用いたしません。また本人の合意が無く第三者に開示、提供することはありません。これにご同意の上、本申請書をご提出下さい。

中古農業機械査定士講習・技能検定試験受検票

顔写真は必ず お貼り下さい。 サイズ4×3 cm

講習会受講印	
学科講習	机上講習

受 検 番 号

氏 名	
-----	--

平成 年 月 <番号>

一般社団法人日本農業機械化協会

平成 年 月 日

事業者名 _____

代表者名 _____ 印

中古農業機械査定士受講・受検申請に伴う適格事業者所属証明書

中古農業機械査定士受講・受検に伴う資格要件について、下記の者は当事業所(適格事業者)に所属していることを証明します。

記 (氏名を記入)

(注1)本証明書は、社員証の写し等、当該事業者に属していることを証する別の書類をもって代替することができる。

(注2)適格事業者とは、以下のとおり (中古農業機械査定士制度運営規程第2条(8)(9)抜粋)

適格事業者：古物商届出をなしている所属団体の所属事業者並びに特認事業者

特認事業者：古物商届出をなしている所属団体に所属していない事業者のうち、中小企業等協同組合法第14条に定める正当な理由に該当しないと全農機商連が認める事業者

合格証書

〇〇県〇〇市

〇 〇 〇 〇 殿

登録番号 〇〇〇〇-〇〇〇〇

あなたは、当協会が実施する
第〇期中古農業機械査定士技
能検定試験に合格したことを
証します。

平成 年 月 日

一般社団法人日本農業機械化協会

会 長 〇〇〇〇 印